

移動等円滑化取組報告書（船舶）

（令和6年度）

住 所 鹿児島県鹿児島市桜島横山町61-4

事業者名 鹿児島市船舶局
代表者名 船舶事業管理者 船舶局長 橋口 訓彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 船舶を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる船舶	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
第十六櫻島丸	・導入する新造船はバリアフリー基準に適合した船舶とする。 (更新予定 2033年：第十六櫻島丸)	・建造未着手

② 船舶を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検の実施	・新しく建設した桜島フェリーターミナルやバリアフリー対応船については、公共交通移動等円滑化基準を維持するため、定期的な点検等を行い必要な措置を講ずる。	船舶に設置されたエレベーター設備の点検を行った。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗下船時の補助サービスの提供	・車椅子利用者や介助が必要な高齢者等に対し、必要な支援を行う。 ・誘導員に対して作業指針を作成し、介助が必要な利用者への補助の徹底を図る。	・乗下船時に介助が必要の方の支援を行った。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー船の運航状況の案内	・バリアフリー船の運航状況をHPやターミナル内で情報提供を行う。 ・出港前に、バリアフリー船か非バリアフリー船の館内放送を行うとともに、必要な介助を行う。	・HP等での情報提供とともに、出港前の館内放送を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員研修の実施	・全職員を対象に、鹿児島市が作成した「障害のある方への配慮マニュアル」を配付し、職員の意識向上を図る。 ・すべての職員を対象に、接遇研修を引き続き実施する。	・マニュアルを配布し、接遇研修を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての船舶の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動の実施	・ 高齢者や障害者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示すラベルなどを貼付することで、これらの方々が利用しやすい環境を整える。	高齢者や障害者等が利用しやすい環境を整えた。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ ご意見箱、HPや電話等に寄せられる当事者からの意見を把握・共有することで、障害者や高齢者等の利用者の利便性の向上を図った。

(3) 報告書の公表方法

本局ホームページにて公表する。(公表URL: https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/gaiyo/sonota.html)
--

(4) その他

--

II 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

(令和7年3月31日現在)

船名	船舶番号	船種	総トン数	旅客定員	建造年月日	就航航路	供用開始年月	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	乗降用設備への対応	基準適合客席の設置数	車椅子スペースの設置数	乗降口と客席との間の経路の対応
			総トン		年 月 日	港～ 港間	年 月			席		
第十六櫻島丸	136413	車	997	486	H10. 11	桜島～鹿児島	H11. 1		—	0	0	
第十八櫻島丸	136836	車	1, 240	486	H14. 12	桜島～鹿児島	H15. 2	○	○	27	7	○
桜島丸	141356	車	1, 330	486	H22. 11	桜島～鹿児島	H23. 2	○	○	27	8	○
第二桜島丸	142337	車	1, 404	488	H26. 11	桜島～鹿児島	H27. 3	○	○	24	8	○
(合 計) 計 4 隻								3 隻	3 隻	7 8 席		3 隻

客席と船内旅客用設備との間の経路の対応	便所への対応	食堂への対応	売店への対応	遊歩甲板への対応	点状ブロックの設置の有無	運航情報提供設備の設置の有無	案内設備の設置の有無
×	×	×	×	×		○	
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
3 隻	3 隻	3 隻	3 隻	3 隻	3 隻	4 隻	3 隻

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第10号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

2. 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
4. 車椅子スペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車椅子スペースの設置数を記入すること。
5. 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までの全ての基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

6. 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
7. 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式及び第22号様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
8. 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
9. 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
10. 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 2から13までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。
15. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
16. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
17. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。